

平成18年度第1回千葉県図書館協議会議事録（要録）

- 1 日 時 平成18年7月28日（金）
午後1時30分から午後3時40分まで
- 2 場 所 千葉県立中央図書館 講堂
- 3 出席者 (委 員) 石 井 朝 子 田 中 伸 一
荒 井 誠 久保田 洋 之
磯 野 嘉 子 島 利栄子
水 野 幸 子 山 中 齊
(生涯学習課) 生涯学習課長 他2名
(事 務 局) 堀 井 中央図書館長
長 柄 西部図書館長
方波見 東部図書館長 他
(傍 聴 者) なし

4 協 議 議題 「千葉県立図書館の在り方について」（検討案）

会議開会宣言の後、本日の委員の出席が8名であり、図書館協議会会議運営規則第6条の規定による半数に達していることから、会議成立の確認がなされた。

次に、議長及び生涯学習課長からあいさつをいただいた後、職員紹介を行い、中央図書館長が諸般の報告を行った。

<議 事>

議 長 それでは、本日の協議に移ります。

前回の平成17年度第3回図書館協議会において委員さんに議論していただいた「千葉県立図書館の在り方について」検討案の第2版ができあがりました。会議での委員の意見を取り入れ、その後も委員と個別に連絡を取り合いながら今回の提案がなされていると聞いております。

それでは、議題について事務局から説明願います。

事務局 前回、委員さんから、文章をわかりやすくすること、実際に行うことを中心に書き改めるといふ趣旨の御意見をいただき、本日の検討案は、その方針に従い書き改めたものとなっております。大幅に削除した部分や、説明を加えた部分があります

が、基本的な内容について大きな変更はありません。ただ、3月に説明した時と現在で、国の流れに若干変化がありましたので説明をいたします。

事務局より文部科学省の「これからの図書館像 ―地域を支える情報拠点をめざして―」（「これからの図書館の在り方検討協力者会議」報告書）について説明

議長 大筋については変わりありませんが、国の新しい動向を勘案しながら作成したということですが、目次が大幅に変わってきているようです。これについて事務局から説明願います。

事務局 資料に基づき、説明

議長 コンパクトにまとめられており、大変良いのではないかと思います。先ほど学校と図書館の連携という話もありましたが、4項目目に子どもの読書活動を推進するという1項目を設けていただいたことは、個人的には大変有り難いことと思っています。

只今の事務局の説明について、御質問、御意見がありましたらお願いします。

委員 前回と比較すると、整ってわかりやすくなったと思います。4項目目の子どもの読書活動推進について入れたことは大変良いことと思います。

ところで、基本的な質問になりますが、この答申を読む対象は誰ですか。

事務局 これは県立図書館3館の館長が委員さんへ提出した諮問に対する答申となります。それに基づいて、図書館として今後、何を考えるか、行っていくのかという実施計画を各図書館で作成していくこととなります。

また、県の生涯学習課へ答申を報告することとなります。

さらに、インターネットで公開していく方向です。

委員 一般の方にも提示していくということになると、わかりやすいものがよいと思います。私たちもこのような文書を見る時には、項目だけを見て全部読まないことが多いのです。初めと終わりの部分だけを見ることになるので、検討案の「はじめに」の部分が現在は空欄となっているので、ここの部分がどうなるのかお伺いしたい。また、「おわりに」という項目を設ければ、一見して内容がわかるのではないかと思います。

現在の世の中は信じられないような事件が起こり、心を育てることの必要性を強く感じています。インターネットの普及が人間を良くするかといえば、個人的には反対ではないかといつも感じています。そこで、全体の色彩ですが、現状の社会を

肯定したうえで対策ということが感じられて仕方ありません。大切なことは人の心をつくることであり、その上でいかに読書が大事なのかということを含面的に持ってきて、情熱的な発言があって、それに対する対策があって欲しい、そのためには項目の順番を変えてもいいと考えています。

委員 私も同感です。読んでみて、まだ表現が硬い。図書館が何のためにあるのかということが頭の部分にないわけです。図書館は社会教育施設であり、社会教育施設は憲法や社会教育法で人を育てるための資料提供の場ですということがあります。心を育てるといことは社会教育が求めている目標でもあるので、それを頭におき各論に入っていく方がわかりやすいのではないのでしょうか。

委員 図書館の理念というか、図書館が情報化社会のなかで何をするか、どういう重要な施設なのかということ。「はじめに」の部分でわかりやすくまとめたらよいのではないのでしょうか。

この答申は諮問に対するものですが、せっかく作った意味をどういうところに持っていくかということが大切です。今後21世紀の情報化社会において、国が出したのに対して千葉の県立図書館が県民の読書を提供する最終的な施設として、どのようにオリジナルに対応し展開していくのかということです。研究調査活動とネットワークと子どもの読書活動推進という3本の柱を立てているわけですが、こういうことをしようとしている、それに対してそれを支える県立図書館の現状及び課題、その課題に対してどのように対処していくかということを進める一歩がないと、これを出した意味がないと思います。

これから図書館がどうしていくのかということについては、5ページの「県立図書館の課題」に非常に網羅的に書いてあります。前半部分は、現在の日本の都道府県立図書館に望まれている全てのことが書いてあり、後半部分はそれに対して千葉県立がこれを行っていくときにどのように改革実行していくのかが書いてありますが、ここがどのように展開するのかが一番大事なところです。6ページに「長期的な視野から県立図書館全体として早急に検討する必要がある」と書いてありますが、これをもう少し進めて将来計画の検討委員会の設置等について最後のまとめとして入れるとアピールするのではないのでしょうか。

課題の部分については、なぜ早急に検討が必要かということを見ると、平成6年に答申が出て以来、今回が12年ぶりです。これだけ社会の進歩が早いなかで、近隣の都県の対応が非常に進んでいるのに対し、千葉県は平成6年の構想を引きずっており、これでは早い進歩に対応できるはずがありません。これから行っていくサービスを支える体制を早急に検討する必要があります。スクラップアンドビルドをどのようにやっていくのかということを書いておくと、これを出した意味がある

のではないのでしょうか。

議長 委員さんの意見から、紙で終わらせてはいけないということが伝わってきます。事務局が本日の皆さんの議論を受けて、次回「はじめに」の項目に文言が入ってきます。「おわりに」の項目については、事務局で検討してください。

引き続き、御意見をお願いします。

委員 保護者として発言します。現在は、電子図書館やインターネットを通じて物事を早く処理できます。しかし、その情報は消しゴムを使わなくてもさっと消えてしまい、右から左へ抜けてしまいます。小学生の頃習ったかけ算九九のように、音読して覚えたものは体に染みついて消えません。このような点から、子どもたちに本の良さを教えてもらいたいと思います。

もうひとつは、人の心をつくるということです。現在は、親子の絆が薄れてきてしまっています。子どもがお父さん、お母さんと一緒に通ってこられるような図書館であって欲しいと思います。

委員 検討案を読んで、県立図書館がどのようなことをしなければならないかという事がだいたいわかりましたが、市町村立図書館とどこがどのように違うのかということが全然見えてきません。行っていることがあまり変わらないように思います。県立と市町村立が明らかに違うというところを出して欲しいと思います。

委員 私も同感です。「はじめに」の部分で県立図書館が市町村立図書館や学校図書館と違う点に触れておいた方がいいと思います。

目次が変わって気になったことは、保存という言葉が抜けてしまっています。これは、県立図書館が市町村立図書館と決定的に違うひとつのような気がしています。それに対してどうするのかということが課題の中で若干触れられていますが、大きな要素としてあるのではないかと考えています。通常、図書館というと資料を借りて読むという気がしますが、それ以上に重要な役割として、千葉県独自の大切な資料を保管するというのを県立図書館が負うのではないのでしょうか。文書館もありますが、その住み分けはできているのだろうと思います。そうしたことを、まず我々が知っておく必要があるのではないのでしょうか。一般県民の多数が読む機会がある答申ということでしたので、「はじめに」の部分で触れることも必要ではないかと思っています。

議長 今の保存について、事務局から何かありますか。

事務局 おっしゃるとおりです。県立図書館は、場所がないからといって廃棄することはありません。中央図書館の資料を西部・東部図書館に預かってもらっているという現状があります。

書き方を改めて、保存機能について加えたいと思います。

議長 いろいろ難しい問題がありますが、現実と理念とのはざまにあって委員の熱い思いをどのようにマッチさせていくか、情熱を失ったら意味がありませんので、皆さんに知恵を絞っていただき確認しながら進めていきたいと思います。

それでは、本文について御覧頂き、御意見をお願いします。

委員 4ページの市町村立図書館の現状と課題のなかで、「市町村立図書館は収蔵能力が低く、所蔵する図書の多くが永年保存を目的としていないため・・・除籍冊数が・・・」とありますが、これは違うと思います。市町村立図書館は、新鮮な図書を維持していくために廃棄をします。又、多くの複本を購入するため、何年か経過すれば廃棄をするということもあります。購入と廃棄の率はその図書館が新鮮で豊富な図書を維持しているかの反映でもあるわけです。このことから、永年保存を目的としていないためというのを理由にして除籍冊数を表すのはおかしいと思います。

議長 では、ここの部分について、事務局に見直していただくことでお願いします。

事務局 改めます。

委員 5ページの県立図書館の課題についてですが、前半部分に文部科学省のこれからの図書館像の在り方から引いてきた一般的な課題が書いてあり、後半部分に県立図書館の課題がありますが、蔵書の整備等を含め図書館サービス等を充実させるための適切な資源の配分と建物の老朽化の問題の2点しか書いてありません。もっと見直しが必要な部分がたくさん出てくると思います。それを根本的にスクラップアンドビルドするための委員会が必要ではないでしょうか。

議長 課題解決をするために検討委員会が必要ということでしたが、これについては、事務局はどのようにお考えですか。

委員 それに関連して質問ですが、事務局としては評価を含め、いろいろなことをやっているようですが、具体的な3か年とか5か年とかの目標計画や図書館としての行動計画、推進計画といったものがありますか。あるとすれば、それとの関連を考える必要があるのではないのでしょうか。

議長 今後も情報提供をお願いします。

委員 短期の数値をクリアしたとしても、もともとの3館体制が20年前のものであり、情報通信技術によれば1館でもできます。そのままの状態に3館体制でどのように機能を工夫するのか、この課題が本当にできるのかといった根本を早急に検討する委員会が必要であり、これをつくれば出した意味があります。

議長 検討委員会を立ち上げることが必要という意見もありましたが、今回は総括的な提言ということで、本答申のとおり早急に検討する必要があります。そのためには委員会も必要なのではという気持ちを含んで読んでいただくということで御理解いただきたいと思います。

他に御意見はいかがですか。

市町村立図書館へ様々な支援をいただいているわけですが、市町村合併が進んで4月以降はどのような状況になったのでしょうか。

事務局 状況について説明

委員 昨年の文字・活字文化振興法によると、市町村は公立図書館を設置する努力義務があります。現実的に千葉県で17市町村に公立図書館がないということは、その肩代わりを県立図書館が負うのかという感じがしますが、そのあたりはいかがですか。現在も、実際には県立図書館がそれぞれの市町村立図書館を支援しており、それを充実させていくということとは思っていますが。

委員 地方自治の地方分権社会ですから、市町村に対して県があれこれ言うことはできないと思います。あくまでも住民が当該の自治体に要求していくためのもので、県立図書館は側面的な援助をずっとやってきています。貸出しやレファレンスに関しても、千葉県は手厚くやっている方だと思います。

議長 図書館は文化のシンボルであるわけですから未設置市町村がないようにしたいですね。

委員 4項目目の子どもの読書活動を推進するという一文をもう少し強力に書いたらいかがでしょうか。将来に向けての図書館利用者を育てるということ、情報化社会だからこそ言葉を主体とした読書の基礎能力を育てる重要な役割があるということ

入れたらどうでしょうか。

議長 これについても、事務局で検討してみてください。
高等学校の図書室利用については、どのような状況でしょうか。

委員 学校により、ものすごく差があります。8月の研修会で松戸国際高校の事例発表がありますが、千葉県立高校のなかで一番貸出冊数が多い学校です。7月11日付けで生涯学習課から県立図書館のサービスについてのパンフレットを頂きました。県立図書館と県立高校の連携を密にしましょうということで、平成17年度高校への貸出冊数やレファレンスサービスの件数が載っていましたが、これを見ると連携は軌道に乗りつつあると感じています。

事務局 東部図書館における高校との連携について状況を説明

議長 最後の部分に「まとめ」という項目を作ったらいかがかという意見が出ていました。それについては、事務局で検討し対応することとしたいと思います。
全体を最初から見直し、他に御意見がありましたらお願いします。

委員 3ページの「これからの県立図書館の役割・機能」の総論部分がふたつのグループに分かれていますが、これは順番を逆にするのが本当ではないかと思います。私たちは幼いときから読書を通じて人類の知識や知恵に出会い、そして現在、インターネットの普及により・・・というのが順序ではないでしょうか。

もうひとつは全体にカタカナの言葉が多く、とても読みにくいのです。特に業界用語です。業界では通用しますが、一般の人が理解しにくくなるのは特に横文字だと思います。今回出てくる中では、ハイブリッド図書館、パスファインダー、パイロットサービス、コンテンツ、リテラシー等があります。これらを書かなければならない理由がなく、もし簡単に使っているのだとすれば、なくても良いところは、できるだけ避けて欲しいと思います。当然皆が知っているレファレンスなどはよいと思います。

議長 国のものも横文字が多いですね。

事務局 「はじめに」と最後の「まとめ」は確かにあった方がよいと思います。前回お話ししたとおり、基本理念はあくまでも一個人の精神的な営為である読書だろうと個人的には思っていますので、総論部分の順序を逆にするということについてもよいと思います。章立てはすっきりしたと思いますが、「はじめに」「おわりに」と総論部分で

大筋が決まるので、この辺りは重要だと思います。

将来計画の見直しについては、早急に行った方がよいと思います。図書館法のもと図書館員として勤めてきましたが、法の趣旨は住民の求めに応じて何かをするという受け身の積極性でしかあり得ませんでした。しかし、文字・活字文化振興法ができ、国や地方自治体の責務について明記され、状況が変わってきたのではないかと感じています。

議長 文字・活字文化振興法という法律に魂を入れるのが我々の仕事ですので、頑張っていきたいと思います。

委員 同法の11条に「その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする」とありますが、実施主体はどこなのでしょう。県だとすれば生涯学習課、図書館とすれば県立図書館ということになるのでしょうか。これは国法であるので、それにふさわしい行事を実施することにより広く一般県民に知れ渡るようにするというのをどこかで考える必要があるのではないのでしょうか。

議長 この法律は上手に利用すると武器になります。答申も読んで納得するだけでなく、これを武器にさせていただくことにより、我々が議論していることが決して無駄にならないと確信しています。図書館や教育委員会の読書振興等に役立つと確信しています。

委員 わかりやすさを考えた場合、太字で書いたり枠で囲うという手だてもよいのではないのでしょうか。全部が同じ書体で書かれているので、メリハリという部分では読みにくかったのが工夫していただきたい。

委員 (P9(3)千葉県に関する情報の提供 ア資料の充実 中)

「資料は、官庁刊行物や自費出版物など一般に流通していないことが多くばらばらになりやすい。」とありますが、県立図書館に寄贈した方がいいと思う方はそうしていると思いますが、その他にもグループ等の発行しているような書物があると思います。市町村では郷土資料室に集まっているようですが、県立ではどの程度、集まっているのでしょうか。

事務局 集める努力はしていますが、全域網羅的ということではありません。国会に納本した場合は「日本全国書誌」やインターネットにより、その情報が流れてきますので、チェックして買うなどしております。

議 長 自費出版をした場合は、頂きたいということを一般県民に知らせていますか。

事務局 寄贈の依頼に関しては、行政関係の場合は県庁・教育庁・各市町村について相手がわかっていますので、毎年年度当初に寄贈依頼の文書を出しています。一般の方の場合はわかりませんので、ホームページで寄贈のお願いをしています。その他、自費出版をよく行う出版社には、千葉県の方がいた場合は御紹介してくださいと依頼しています。図書館の収集担当者が常時チェックし、寄贈を依頼するという努力をしております。ただ、個人情報に関するものまではお願いしておりません。

委 員 最近、千葉学ということで郷土学への動きが出ていますが、その辺りは図書館協議会として先取りした方がよいのでしょうか、取り上げるとすればいろいろな資料の体系化が出てくると思います。具体的に文言を入れた方がよいのか入れない方がよいのか。

議 長 事務局で検討してください。
それでは、今後の進め方について事務局から説明願います。

事務局 本日委員の皆様から頂いた御意見を基に、再度、事務局で検討案を作成し委員の皆様にお送りしますので、御意見を頂きたいと思います。今年度中に答申を頂きたいので、調整し、次回の図書館協議会で確定していただくようなかたちでお願いしたいと思っています。

本日、委員さんから御質問のありました本答申についてですが、図書館協議会は館長の諮問機関であることから、答申については館長の権限が及ぶ範囲内ということで御理解いただきたい。今後、生涯学習課から生涯学習審議会へ答申を報告し、教育庁等によりオーソライズされるような形となります。検討委員会等についても、館長の範囲では踏み込めない部分もあるかと思っておりますので、即答できないということで御理解いただきたい。

議 長 次回の協議会でおよそ成案を得たいということ、答申についての対応は館長の権限内ということは理解しましたが、我々は、この答申を生涯学習審議会で報告する際にその背景にあるものを熱く語っていただくことにより、この答申が生きてくるものと期待しております。

特になければ、これで議事を終了いたします。

※ ここで議事は終了し、次回の平成18年度第2回目の協議会は11月頃の予定で、県立西部図書館（松戸市）で実施することを報告し、平成18年度第1回千葉県図書館協議会を終了した。